災害補償規程

❖ 災害補償規定（案）

○災害補償規程を作成するメリット

・給付金を恣意的に決められていると指摘されず、円滑に支払うことができる。
・企業の安全衛生施策の一環として事後措置として機能でき、被災労働者その家族の損害のてん補、生活の扶助を行える。
・社員またはその家族と会社間の無用のトラブルを、避けることができる。

○就業規則を作成するメリット

・労務管理の基礎になり、職場の労働条件や職場規律が明確になり、能率的な仕事が可能になる。
・従業員管理に対して統一性と安定性が加わり、組織秩序を維持することができる。
・従業員およびその家族または求人に際し、職安等の信頼を得られる。

○規程を作成、変更することにより・・・

・ヒト、モノ、カネの効率的な運用がはかれる。
・行動の基準、拠りどころが明確になる。
・不正、不都合行為（社内犯罪）の防止ができる。

○さらに

・規則を守ることは、自分を守ることと自覚しはじめる。
・会社も社員もきちんと節度を確かめ合う。
・お互いに耳を傾け合う。

○よって

・「＋」→「×」の相乗効果が得られる。

社員に独創性をもって、自発的に一生懸命に働きがいを持って仕事をしてもらうためにも、規程の作成・見直しが必要でしょう。

災害補償規程（案）

（目的）

第　1条　この規程は、福利厚生制度として役員および従業員が就業中および出退勤途上（以下「業務上」という）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、その程度に応じてこの規程に定める弔慰金・見舞金を支給する。

（適用範囲）

第　2条　この規程は、役員・従業員（例　アルバイトを含む）全てに適用する。

（適用除外）

第　3条　下に掲げる者については、原則として本規程を適用しない。

・例　非常勤役員

（加入資格）

第　4条　役員および従業員は役員就任時、または入社と同時に本規程への加入資格を取得する。ただし、次に掲げる者を除く。

1.加入時現在、健康で正常に勤務できない状態にある者

2.重大な既往症等により、あらかじめ指定を受けた者

（加入時期）

第　5条　加入資格を取得した役員および従業員は、その加入資格を取得した日の属する月の翌月1日から本規程へ加入するものとする。

（加入資格の喪失）

第　6条　加入者が次に掲げるいずれかに該当した場合は、本規程の加入資格を喪失するものとする。

1.死亡したとき

2.退職したとき

3.その他、これに準ずる理由のあるとき

（種類）

第　7条　本規程での給付の種類は次の通りとする。

1.事故による死亡弔慰金

2.事故による後遺障害見舞金

3.事故による入院見舞金

4.事故による通院見舞金

（死亡弔慰金）

第　8条　会社は、役員および従業員が業務上の事故により、事故の日から180日以内にその傷害がもとで死亡したときは、別表の死亡保険金を死亡弔慰金として支給する。

（後遺障害見舞金）

第　9条　会社は、役員および従業員が業務上の事故により、事故の日から180日以内にその傷害がもとで身体に障害が残った場合、障害の程度に応じて別表の後遺障害保険金の3%～100%を後遺障害見舞金として支給する。

（入院見舞金）

第10条　会社は、役員および従業員が業務上の事故により、事故の日から180日以内にその傷害がもとで入院・自宅療養により平常の業務や生活が全くできなくなった場合は、1日につき別表の入院保険金日額を、事故の日から例）730日を限度として入院見舞金として支給する。

（通院見舞金）

第11条　会社は、役員および従業員が業務上の事故により、事故の日から180日以内にその傷害がもとで医師の治療を受けた場合は、通院（往診を含む）日数に対し1日につき別表の通院保険金日額を、事故の日から180日以内において90日を限度として通院見舞金として支給する。

（弔慰金・見舞金を支払わない場合）

第12条　次のいずれかの原因による傷害に関しては、本規程の補償を適用しないものとする。

・故意、犯罪、戦争行為によるもの
・自動車の無免許、酒酔運転、麻薬等の影響下の運転
・放射線汚染
・業務外の事故
・地震、噴火、津波による事故
・他覚症状のないむちうち症および腰痛
・その他、これらに準ずる原因によるとき

（保険契約）

第13条　この契約に基づく補償をするために会社は、役員および従業員を被保険者、会社を保険金受取人とする団体普通傷害保険を　　と締結し、その保険料を全額会社が負担するものとする。

（準用）

第14条　この規程での適用については、　　の傷害保険普通保険約款および特約条項の定めるところに準ずる。

（届出）

第15条　弔慰金・見舞金を受け取るべきものが、本規程の補償を受けようとする場合には、所属長を通じて事故の発生後すみやかに、事故の内容、傷害の程度等について書面にて会社に届け出るものとする。

（請求手続き）

第16条　弔慰金・見舞金を受け取るべきものは、会社が保険契約を締結した　　に保険金を請求するにあたり、書類の作成、提出および　　の調査等につき誠意を持って協力を行うものとする。また補償の支給に際して必要な医療機関の証明書等にかかる費用は例）本人の負担とする。

付　則　この規程は　　年　　月　　日より施行する。

2.　　年　　月　　日改訂

別　表

区　　分	役　員	部　長	次　長	課　長	係　長	一　般
死亡保険金	万円	万円	万円	万円	万円	万円
後遺障害保険金	万円	万円	万円	万円	万円	万円
入院保険金日額	円	円	円	円	円	円
通院保険金日額	円	円	円	円	円	円